報告第 28 号

専決処分の報告について（退職者）

丸亀市教育長に対する事務委任等規則第 2 条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同規則第 3 条第 2 号の規定により、これを報告する。

令和 8 年 9 月 29 日提出

丸亀市教育委員会

教育長　末　澤　康　彦

専　決　処　分　書

令和８年８月 31 日付退職者について、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第２条の規定により、次のとおり専決処分する。

令和８年８月 31 日

丸亀市教育委員会

教育長　末　澤　康　彦

令和８年８月 31 日付退職者

氏　　名	旧　　任
山神　絢菜	教育部　幼保運営課　飯野こども園　技師